

# 宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）における スケートセクション等検討及び製作設置業務委託仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が委託する業務の実施に必要な事項を定めるものである。

## 第1章 基本情報

### 1 名称

宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスケートセクション等検討及び製作設置業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 背景

京都市左京区に位置する宝が池公園運動施設（以下「本公園」という。）は、昭和63年の京都国体開催を機に運動公園として整備された。ラグビー、サッカーなど様々な競技の大会・公式戦から身近なスポーツ活動の場として、子どもから学生・大人まで幅広い層の方々に親しまれている本市北部エリアの貴重なスポーツ拠点である。

また、スケートボードをはじめとするアーバンスポーツについては、東京2020オリンピックの開催を受けて愛好者が増加している一方で、練習場所の確保が課題となっている。その対応として令和3年度から本公園ほか2箇所においてスケート等の練習場所を試行設置しているが、市内在住の篤志者からの御寄附により、本公園内の遊休地にアーバンスポーツパーク（仮称）（以下「本パーク」という。）を整備できることとなった。

民間事業者によるアーバンスポーツパークが増加する中で、公共施設として整備する本パークには、初心者から上級者まで幅広く、安全に利用できるスケートセクションの導入が求められている。

### 3 履行期間

契約の日から同7年3月15日まで

### 4 履行場所

#### (1) 所在地

京都市左京区松ヶ崎東池ノ内町2ほか

#### (2) 面積

##### ア メインパーク

約1,830 m<sup>2</sup>（CAD計測による）

##### イ ミニパーク

約940 m<sup>2</sup>（CAD計測による）

## 第2章 業務内容

### 1 概要

## (1) スケートセクション等検討

本パークはメインパーク及びミニパークから構成されており、宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）整備工事（令和6年5月23日開札）（以下「パーク整備工事（別途）」という。）においてコンクリート路盤が整備される予定である。以下ア、イ及びウのとおり、スケートセクション、安全対策及び休憩施設（以下「セクション等」という。）について検討すること。本パークにおいては雨ざらしとなるため、3～5年程度でひび割れや反りなどが発生しないよう耐久性についても考慮すること。

### ア メインパーク

パーク整備工事（別途）においてコンクリート製スケートセクションが配置されるが、これとは別に、上級者を主な利用者と想定したスケートセクション（バーチカルランプ）を設置する。

- (ア) バーチカルランプは国内の設置事例が少ないため、他施設との差別化を図れる規格、仕様等を検討すること。
- (イ) 大型セクションであることを踏まえ、バーチカルランプ本体及びその周辺への安全対策を検討すること。
- (ウ) メンテナンス性を考慮した配置を検討すること。
- (エ) バーチカルランプは参考図書「メインパーク総括平面図」の記載部分（おおむね9m×17mの範囲）に設置することを想定し、規格、仕様等を検討すること。
- (オ) バーチカルランプを設置するコンクリート路盤の構造（参考図書「施設構造図－5」）を踏まえ、規格、仕様等を検討すること。

### イ ミニパーク

- (ア) 初心者・初級者～中級者を主な利用者と想定した置き式スケートセクションの規格、仕様等を検討すること。
- (イ) 3x3 エリア及びスケートエリアにおける利用者の安全対策を検討すること。
- (ウ) 置き式スケートセクションは参考図書「ミニパーク総括平面図」の記載部分（おおむね14.5m×25mの範囲）に設置することを想定し、規格、仕様等を検討すること。
- (エ) 置き式スケートセクションを設置するコンクリート路盤の構造（参考図書「構造図」）を踏まえ、規格、仕様等を検討すること。

### ウ その他

メインパーク周辺、ミニパーク周辺及び園路において、本公園利用者、本パーク利用者等が休憩できる施設を検討すること。

## (2) 製作、設置等

ア (1)で規格、仕様等を検討したセクション等について、事前に甲と協議し、及び調整したうえで、平面図、立面図、パース等を用いて分かりやすく提案すること。

イ パーク整備工事（別途）が同時期に並行して施工されることを踏まえ、重機の

配置、セクション等の搬入経路、現場の養生方法、設置時期等について同工事の受注者と十分に協議し、及び調整したうえで、パーク整備工事（別途）に支障を来さないよう現場の養生、運搬、搬入及び設置（以下「設置等」という。）を行うこと。また、現場で最終確認を行うこと。

ウ セクション等の使用方法及びメンテナンス方法（日常点検や定期点検）を甲に説明し、及びマニュアルを作成すること。また、他パークにおけるセクション等の保守、修理等の内容（セクション等の規模、破損等の原因、修理等の範囲）、費用その他参考になる情報に係る事例を取りまとめたうえで、本パークにおけるセクション等の簡易的な修繕計画（※）を示すこと。事例を取りまとめるに当たっては、本パークに設置するセクション等と規格、仕様、気候等の条件が近い事例を選定するなど、甲の参考となるよう配慮すること。

※ 想定よりも早く修繕時期が到来した場合でも受託者（以下「乙」という。）に責任が発生するものでないが、甲がライフサイクルコストを検討するうえで参考となるよう現実的な費用を計上すること。

(3) その他

乙の経験、知見等により、本パークの魅力を更に向上させられる案がある場合は、(2)アと併せて追加で提案すること。

## 2 スケートセクションの共通仕様

- (1) 国内で製造したものとし、（一社）日本公園施設業協会に加入する SP・SPL 表示認定企業の製造品を使用すること。
- (2) 生産物賠償責任保険等、公園施設団体賠償責任保険に加入していること（1 事故当たりの保障は、対人 5 億円・対物 2,000 万円とする。）。
- (3) 保証期間は、本業務完了後 2 年間とする。ただし、地震、火災、水害等の災害による場合を除く。
- (4) 表面材、下地及びフレーム材の固定方法はボルト及びナット止めとし、ボルト類はステンレス製とする。
- (5) 表面材はフェノール樹脂を浸透させた繊維圧縮板（厚さ 6mm）とし、以下の性能を満たすこと。

試験項目	性能
曲げ強さ	縦方向 203MPa 以上／横方向 166MPa 以上
曲げ弾性率	縦方向 13,900MPa 以上／横方向 10,700MPa 以上
硬さ	87HBI-B 以上
吸水膨張率	縦方向 0.1%以下／横方向 0.3%以下

- (6) 土台、フレーム、エッジ補強金具等の受け材の材質はスチール製とし、電気亜鉛メッキ後、ウレタン塗装とする。
- (7) 色彩及びマンセル値について、表面材は茶色（10YR3/2）とし、フレームは灰色（N4）とする。

- (8) 耐荷重は1㎡当たり120kgとする。
- (9) 本体の寸法は、図面に記す寸法±50mm以内とする。ただし、路盤の勾配などにより正当な理由がある場合は、この限りでない。

### 3 共通事項

- (1) 業務計画書の作成  
業務方針、作業方法、作業工程等をまとめた業務計画書を作成し、あらかじめ甲の承諾を得ること。
- (2) 甲への説明及び報告  
甲の求めに応じて、各業務の検討状況及び進捗状況を書面により説明し、及び報告すること。  
また、各業務の意図及び内容については甲に総合的な説明を行い、必要な事項等については甲の方針をあらかじめ確認すること。

## 第3章 業務の実施

### 1 業務の着手

乙は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。ここでいう「着手」とは、乙が業務の実施のために、甲との打合せを開始することをいう。

### 2 業務条件

乙は、次の事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者及び担当技術者の経歴、業務実績等を甲に提出し、承諾を得るものとする。また、業務履行期間中において、その者が管理責任者として著しく不適当と甲がみなした場合は、乙は速やかに適正な措置を講じるものとする。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲とは常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (3) 甲、関係機関等との協議に係る事項については協議録を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- (4) 業務の実施日時及び業務の遂行に当たっては、本公園の指定管理者と打合せのうえ、他施設の供用に係る影響が最小限になるよう配慮すること。また、同時期に並行して施工されるパーク整備工事（別途）に支障を来さないよう同工事の受注者と十分に協議し、及び調整すること。
- (5) 破損や汚損、事故や災害がないよう十分に留意しながら慎重に設置等を行うこと。これらが発生した場合は、甲に直ちに報告するとともに、乙の責任において修繕し、弁償し、又は賠償すること。  
また、鉄板等の耐久物を使用するなど、運搬用トラック、クレーンその他車両による路面への損傷防止を図ること。
- (6) 乙は、関係法令等を遵守し、適正に設置等を行うこと。また、第三者、本公園利用者、甲及び指定管理者、乙の作業員等の安全を確保するため、保安要員や交通誘

導員の配置等の必要な措置を講じること。

- (7) 設置等が完了した段階で通路、園路等に設置した養生、資材等を速やかに撤去し、及び回収すること。また、履行場所を清掃し、残材を放置しないこと。
- (8) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の主な法令、関係法令その他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）に従うこととする。

- ・地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- ・都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

### 4 提出書類

乙は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後
  - ア 業務計画書（業務方針、作業方法、作業工程等）
  - イ 協議録その他甲が指示するもの
- (2) セクション等検討後～製作、設置等開始前
  - ア セクション等の規格、仕様等（案）
  - イ セクション等の提案書（平面図、立面図、パース等を含む。）
  - ウ 協議録その他甲が指示するもの
- (3) 製作、設置等完了後
  - ア セクション等の使用方法及びメンテナンス方法に関するマニュアル
  - イ 他パークにおけるセクション等の保守、修理等の内容、費用等に係る事例集
  - ウ 簡易的な修繕計画
  - エ 協議録その他甲が指示するもの
- (4) 業務完了時
  - ア 完了通知書
  - イ 成果物納入届
  - ウ 請求書
  - エ 協議録その他甲が指示するもの

### 5 貸与品

- (1) 本業務の遂行に当たり必要な資料がある場合は、契約締結後に貸与する。
- (2) 乙は、本業務が完了した後又は契約が解除された後、速やかに貸与された資料を甲に返還しなければならない。

なお、甲から貸与された資料を複製した場合においても、同様とする。
- (3) 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。損傷した場合は、乙の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) データの漏えい、滅失、事故等の予防に十分留意し、信頼性及び安全性を確保す

ること。

## 6 成果物

- (1) 成果物は、次のとおりとする。
  - ア セクション等一式
  - イ 業務報告書（「4 提出書類」に加え、設置前・中・後における本パークの写真を添付するなど、分かりやすく取りまとめること。）
- (2) (1)イについて、製本1部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。
- (3) セクション等の所有権は甲に移転し、及び業務報告書の著作権は甲に無償で譲渡する。
- (4) 業務完了後15年間は乙において業務報告書の写しを保存する。ただし、甲が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。
- (5) 乙は、甲が指示した場合は、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行わなければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著しく困難と認められる場合は、この限りでない。

## 7 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、乙から完了通知書が提出された後に調整する。
- (2) 乙は成果物その他検査に必要な資料を準備し、検査日時までに甲に提出しておかなければならない。
- (3) 甲は、乙立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
  - ア 成果物の検査
  - イ 業務履行状況の検査（業務の状況について、協議録等により検査を行う。）
- (4) 検査に合格しなかった場合は、乙は直ちに修補しなければならない。修補の期限及び修補完了の検査については、甲の指示に従うこと。

## 8 費用負担及び委託料の支払い

- (1) 費用負担  
乙は、本業務を履行するに当たって必要となる備品、消耗品等の費用を負担すること。本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。
- (2) 委託料の支払い  
甲において成果物の検収が完了した後、乙からの請求により支払う。  
なお、前金払及び部分払は行わない。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、甲が定めるものとする。